

□ 料金表

グループホームうらやす1割負担利用料金表Ⅰ（30日）

（2024年6月～）

介護度	サービス 利用料	家賃	食費	水道 光熱費	医療連携 体制加算 (Ⅰ)	医療連携 体制加算 (Ⅱ)	協力医療 機関連携 加算	サービス提 供体制強化 加算(Ⅰ)	認知症専 門ケア加 算(Ⅰ)	夜間支援 体制加算 (Ⅱ)	口腔衛生 管理体制 加算	栄養管理 体制加算	科学的 介護推進 体制加算	介護職員等 処遇改善 加算Ⅰ	合計 (単位: 円)
要支援2	22,470	29,400	29,400	15,300	0	0	0	660	90	750	30	30	40	4,477	102,647
要介護1	22,590	29,400	29,400	15,300	1,710	150	100	660	90	750	30	30	40	4,864	105,114
要介護2	23,640	29,400	29,400	15,300	1,710	150	100	660	90	750	30	30	40	5,059	106,359
要介護3	24,360	29,400	29,400	15,300	1,710	150	100	660	90	750	30	30	40	5,193	107,213
要介護4	24,840	29,400	29,400	15,300	1,710	150	100	660	90	750	30	30	40	5,282	107,782
要介護5	25,350	29,400	29,400	15,300	1,710	150	100	660	90	750	30	30	40	5,377	108,387

※介護職員等処遇改善加算については、加算状況に応じて変動あります。

グループホームうらやす2割負担利用料金表Ⅱ（30日）

（2024年6月～）

介護度	サービス 利用料	家賃	食費	水道 光熱費	医療連携 体制加算 (Ⅰ)	医療連携 体制加算 (Ⅱ)	協力医療 機関連 携加算	サービス提 供体制強化 加算(Ⅰ)	認知症専 門ケア加 算(Ⅰ)	夜間支援 体制加算 (Ⅱ)	口腔衛生 管理体制 加算	栄養管理 体制加算	科学的 介護推進 体制加算	介護職員等 処遇改善 加算Ⅰ	合計 (単位: 円)
要支援2	44,940	29,400	29,400	15,300	0	0	0	1,320	180	1,500	60	60	80	8,954	131,194
要介護1	45,180	29,400	29,400	15,300	3,420	300	200	1,320	180	1,500	60	60	80	9,728	136,128
要介護2	47,280	29,400	29,400	15,300	3,420	300	200	1,320	180	1,500	60	60	80	10,118	138,618
要介護3	48,720	29,400	29,400	15,300	3,420	300	200	1,320	180	1,500	60	60	80	10,386	140,326
要介護4	49,680	29,400	29,400	15,300	3,420	300	200	1,320	180	1,500	60	60	80	10,565	141,465
要介護5	50,700	29,400	29,400	15,300	3,420	300	200	1,320	180	1,500	60	60	80	10,755	142,675

※介護職員等処遇改善加算については、加算状況に応じて変動あります。

グループホームうらやす3割負担利用料金表Ⅲ（30日）

（2024年6月～）

介護度	サービス 利用料	家賃	食費	水道 光熱費	医療連携 体制加算 (Ⅰ)	医療連携 体制加算 (Ⅱ)	協力医療機 関連携 加算	サービス提 供体制強化 加算(Ⅰ)	認知症専 門ケア加 算(Ⅰ)	夜間支援 体制加算 (Ⅱ)	口腔衛生 管理体制 加算	栄養管理 体制加算	科学的介 護推進 体制加算	介護職員等 処遇改善 加算Ⅰ	合計 (単位: 円)
要支援2	67,410	29,400	29,400	15,300	0	0	0	1,980	270	2,250	90	90	120	13,431	159,741
要介護1	67,770	29,400	29,400	15,300	5,130	450	300	1,980	270	2,250	90	90	120	14,592	167,142
要介護2	70,920	29,400	29,400	15,300	5,130	450	300	1,980	270	2,250	90	90	120	15,178	170,878
要介護3	73,080	29,400	29,400	15,300	5,130	450	300	1,980	270	2,250	90	90	120	15,579	173,439
要介護4	74,520	29,400	29,400	15,300	5,130	450	300	1,980	270	2,250	90	90	120	15,847	175,147
要介護5	76,050	29,400	29,400	15,300	5,130	450	300	1,980	270	2,250	90	90	120	16,132	176,962

※介護職員等処遇改善加算については、加算状況に応じて変動があります。

※ 料金計算方法

$$\text{利用料金} = (\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}+\text{⑥}+\text{⑦}+\text{⑧}+\text{⑨}+\text{⑩}+\text{⑪}+\text{⑫}+\text{⑬}+\text{⑭}) \times \text{利用日数}$$

一日の料金（1割負担）

（単位：円）

① サービス 利用料	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	749	753	788	812	828	845

②家賃	③食費	④水道 光熱費	⑤医療連携 体制 加算(Ⅰ)	⑥医療連携 体制 加算(Ⅱ)	⑦協力医療 機関連携 加算	⑧サービス 提供体制強 化加算(Ⅰ)	⑨認知症専 門ケア加算 (Ⅰ)	⑩夜間支援 体制加算 (Ⅱ)	⑪口腔衛生 管理体制加 算	⑫栄養 管理体制 加算	⑬科学的 介護推進 体制加算	⑭介護職員等処遇改善 加算Ⅰ
980	980	510	57	5	3.3	22	3	25	1	1	1.3	(①+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬) × 18.6%

※2割および3割負担の場合①⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭に2、3をそれぞれ乗じた金額となります。

□ 利用料金について

※ 基本報酬（サービス利用料）

- ・要支援 2 749 単位/日
- ・要介護 1 753 単位/日
- ・要介護 2 788 単位/日
- ・要介護 3 812 単位/日
- ・要介護 4 828 単位/日
- ・要介護 5 845 単位/日

※ 家賃 1 日 980 円

※ 食費 1 日 980 円（朝食 300 円 昼食 300 円 夕食 380 円）

※ 水道光熱費 1 日 510 円

※ 医療連携体制加算(Ⅰ)

職員として看護師を常勤換算で 1 名以上配置し、看護師と 24 時間連絡体制を確保。また重度化の指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族に対して、説明・同意を得ている。(57 単位/日)

※ 医療連携体制加算(Ⅱ)

算定日が属する月の前 3 月間において、客痰吸引、経鼻胃管、胃瘻等の結腸栄養、人工呼吸器、中心静脈注射、人工腎臓、心機能・呼吸障害により常時モニター測定、人工膀胱・肛門処置、褥瘡治療、気管切開、留置カテーテル、インスリン注射が 1 人以上行われている場合に算定。(5 単位/日)

※ 協力医療機関連携加算(Ⅰ)

協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催していること。(100 単位/月)

※ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

前年度の 4 月から 2 月までの 11 カ月間で介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合 100 分の 70 以上、または勤続 10 年以上の介護福祉士 25% 以上で、定員超過・人員基準欠如に該当しない場合に算定。(22 単位/日)

※ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)

利用者の総数のうち、「日常生活自立度ランクⅢ以上に該当する利用者」の占める割合が 2 分の 1 以上であり、職員に「認知症介護実践リーダー研修」を終了している者を 1 名以上(対象者数 20 人未満の場合)、または認知症ケアに関する専門性の高い看護師を 1 名以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施し、職員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に関わる会議を定期的で開催している場合に算定。(3 単位/日)

- ※ 夜間支援体制加算（Ⅱ）
認知症対応型共同生活介護事業所の1の共同生活住居につき、夜間及び深夜の時間帯を通じて1の介護従事者を配置している場合において、それに加えて常勤換算方法で1以上の介護従業者又は1以上の宿直勤務に当る者を配置した場合に算定。（25 単位/日）
- ※ 口腔衛生管理体制加算
歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係わる技術的助言及び指導を月一回以上行っている場合に算定。（30 単位/月）
- ※ 栄養管理体制加算
管理栄養士(外部との連携含む)が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行うこと。（30 単位/月）
- ※ 科学的介護推進体制加算
利用者の ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身の状況等に係る基本的情報を厚生労働省に提出。それに基づき事業所の特性やケアの在り方等を検証し、利用者のケアプランや計画に反映することにより算定。LIFE へのデータ提出頻度について、他の LIFE 関連加算と合わせ、少なくとも「3 月に 1 回」に見直す。その他、LIFE 関連加算に共通した見直しを実施。（40 単位/月）
- ※ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ
介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を一本化し、介護職員等処遇改善加算とする。
（所定単位数にサービス別加算率 18.6%を乗じた単位数）
- ※ 入院時費用
入院後 3 ヶ月以内に退院が見込まれる利用者に、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合に、1 月に 6 日を限度として算定。（246 単位/日）
- ※ 初期加算
入居した日から 30 日以内は、1 日 3 単位で 90 単位算定。また医療機関に 1 ヶ月以上入院した後、退院して再入居する場合も初期加算を算定。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算
利用開始時及び利用中 6 月ごとに、利用者の口腔の健康状態のスクリーニング、及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定。20 単位/回(6 月に 1 回を限度)
- ※ 看取り介護加算
医師が終末期にあると判断した利用者について、医師、看護師又は介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合につく加算。看取り指針の説明・同意、職員看取り研修、医療連携体制加算の算定等。
 - (1) 死亡日以前 31 日～45 日以下 （72 単位/日）
 - (2) 死亡日以前 4 日以上 30 日以下 （144 単位/日）
 - (3) 死亡日以前 2 日又は 3 日 （680 単位/日）
 - (4) 死亡日 （1,280 単位/日）

※ 身体拘束廃止未実施減算

緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないが、行う場合はその態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。また、身体的拘束等の適正化を検討する委員会を3月に1回以上開催し、従業者に周知徹底し、指針を整備し、定期的に研修を実施する。以上の基準を満たさないと減算の対象となる。(10%減算)

※ 退居時情報提供加算

医療機関へ退去する入所者等について、退去後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定。(250単位/回)

※ 高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待発生又はその再発を防止のための措置が講じられていない場合、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算。算定要件として、虐待防止対策を検討する委員会の定期的開催し、その結果について、従業者に周知徹底。虐待防止の指針の整備、研修の定期的実施。また、適切に実施するための担当者を置く。

※ 業務継続計画未実施減算

感染症や非常災害の発生時に、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を講じる。業務継続計画未実施減算の場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算。